

平成 24 年 (ワ) 第 213 号、同 25 年 (ワ) 第 131 号、同第 252 号、同 26 年 (ワ) 第 101 号、同 27 年 (ワ) 第 34 号、同 29 年 (ワ) 第 85 号 損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 9 4 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面 (2 2 4)

大熊町の現況

平成 2 9 年 9 月 2 9 日

福島地方裁判所いわき支部合議 1 係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中 清



同

青 木 丈 介



同

土 屋 賢 司



同

小 谷 健 太 郎



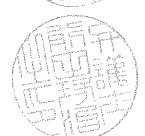
同

川 見 唯 史



同

前 田 琢 治



第1 避難指示の内容

政府は、平成23年3月11日、本件原発から半径3キロメートル圏内の住民に対して避難指示を出し、半径3キロメートルから10キロメートル圏内を屋内退避指示区域として指定した。これにより、大熊町の海岸沿いの一部分が避難指示区域、残りの地域から田村市寄りの一部分を除いた区域が屋内退避指示区域とされた。

政府は、平成23年3月12日、避難指示の対象となる区域を本件原発から半径20キロメートル圏内及び福島第二原発から半径10キロメートル圏内に変更した。この時点において、大熊町の全域が、政府による避難指示区域とされた。

政府は、平成23年4月22日、本件原発の20キロメートル圏内を警戒区域に設定し、これにより大熊町の全域が警戒区域とされた。

その後、平成23年12月26日には、原子力災害対策本部により、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」が示され、警戒区域及び避難指示区域の見直しについて具体的な検討を開始する環境が整ったため、それ以降順次、警戒区域及び避難指示区域が、帰還困難区域（長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域）、居住制限区域（年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域）及び避難指示解除準備区域（年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域）に見直され、大熊町については、平成24年12月10日に避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域に見直された。

その後、大熊町については、上記見直し後の避難指示等が継続しており、現時点まで解除されていない。

第2 空間放射線量の推移

大熊町（夫沢三区地区集会所）の空間放射線量は、以下のとおり推移している（単位はマイクロシーベルト／時、測定高は100センチメートル）。

いずれも原子力規制委員会が提供する放射線モニタリング情報に依拠するものであるが、最新のものについて、乙B106号証（夫沢三区地区集会所）として提出する。

なお、追加被ばく線量年間1ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.23マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間5ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると0.99マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間20ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると3.84マイクロシーベルト／時、追加被ばく線量年間100ミリシーベルトを1時間当たりの空間線量率に換算すると19.04マイクロシーベルト／時となる。

測定日	測定値
平成23年 9月30日	記録なし
平成24年 9月30日	33.319
平成25年 9月30日	26.947
平成26年 9月30日	20.474
平成27年 9月30日	15.141
平成28年 9月30日	11.433
平成29年 9月29日	11.345 (乙B106)

第3 健康調査の結果

- 1 福島県が実施する県民健康調査では、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されている。

大熊町については、平成29年8月までの累計で4768人（男性1996人、女性2772人）が検査を受けたが、預託実効線量が1ミリシーベルト以上の被検査者は4名にとどまり、かつ、全員について、預託実効線量は健康に影響が及ぶ数値ではなかったとの検査結果が出ている（乙B77の1～2「ホールボディカウンターによる内部被ばく検査の実施状況」（平成29年8月までの累計））。

- 2 同じく福島県が実施した県民健康調査による外部被ばく線量推計結果によれば、東日本大震災後4か月間（放射線の空間線量が最も高かった時期）の外部被ばくの積算線量は、調査対象となった大熊町民4810人について、1ミリシーベルト未満が3370人、1ミリシーベルト以上2ミリシーベルト未満が1284人となっており、約99.6パーセントの対象者が5ミリシーベルト未満である（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-7 別添資料4）。

疫学調査により100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないことから、4か月間の外部被ばく線量推計値ではあるが、「放射線による健康被害があるとは考えにくい」と評価されている（乙B78「県民健康管理調査『基本調査』の実施状況について」①-3）。

第4 除染の状況

大熊町については、環境省が平成24年12月に策定した特別地域内除染実施計画に基づき本格除染が実施され、平成26年3月31日をもって、帰還困難区域を除き、宅地180件、農地170ha、森林160ha、道路31haを含む全ての面的除染が完了している。

また、大熊町はその全域が、政府による特別地域内除染の対象とされており、政府による除染作業は平成26年3月に完了した（乙B107「環境省除染情報サイトホームページ（大熊町）」）。

第5 避難の状況

平成23年3月11日時点における大熊町の人口は1万1505人だった。

これに対して、平成29年5月1日現在の避難者数は1万0593人（県内8008人、県外2585人）とされている（乙B108「大熊町の状況」〔福島県ホームページ〕）。

また、本件地震に係る子どもの避難者数の調査によれば、本件事故後の大熊町の18歳未満の県内及び県外への避難状況は、「東日本大震災に係る子どもの避難者数調べ」（乙B79の1及び2）記載のとおりである。これを見ると、大熊町における子どもの避難者数は、平成24年4月1日時点において1896人（県内避難者1285人、県外避難者611人）であったが、平成29年4月1日時点においては1973人（県内避難者1445人、県外避難者528人）となっている。

第6 復興の状況

- 1 大熊町では、平成24年9月に「第一次大熊町復興計画」が策定され、平成26年3月には、これを具体化し、町の将来像を明らかにする「大熊町復興まちづくりビジョン」がとりまとめられた。また、その後の平成27年3月には「大熊町第二次復興計画」が策定されている。

- 2 その他（乙B108「大熊町の状況」（福島県ホームページ））

公共交通機関としては、JR常磐線が原ノ町駅～竜田駅間を平成27年1月より代行バスが運行開始している。

大熊町内の商業施設としては、大熊食堂が営業を開始している。

教育機関及び医療・福祉施設として大熊町内で再開した機関又は施設はない。

以上